

CISPR13 前回答申との主な変更点

1. はじめに

CISPR13 の前回国内答申は、平成 13 年(2001 年)5 月に行われ、CISPR13 (1996 年版) および CISPR13 修正 1 (1998 年版) に準拠している。

その後、CISPR13 は 2001-4 に第 4 版が、2003-3、2006-1 には修正 1、修正 2 がそれぞれ発行された。

今回の答申は、下記の版に準拠している。

CISPR13 4 版(2001-04)、その修正 1 (2003-03) および修正 2 (2006-01)

→ 4.2 版

2. 主な変更点

(1) 対象となる上限周波数の拡大

上限周波数を 3 GHz から 18 GHz へ拡大。(家庭用衛星放送受信機の屋外ユニットの追加による)

(2) 品目及びその定義を追加

PC チューナカード及び個別受信向け家庭用衛星放送受信システムの屋外ユニット (アンテナ) を追加。

これに伴い、家庭用衛星放送受信機の屋外ユニットに対する放射電力許容値を表 7 及び表 8 として、測定法に関する記述を 5.9 項として追加。

(3) 使用する略語を明記

AM, FM, PC, RF 等

(4) 複合機能機器の定義及び運用を追記

この規格の異なる項及び／又は他の規格に同時に対象となる複合機能機器は、機器内部の改造なしで行うことができるならば、各機能毎に個別に動作させて試験を行う。できない場合は主機能を試験する。

(5) 放送受信機に対する放射妨害波の許容値

局部発信器以外の発生源に対する許容値を、救難信号周波数 (121.5 MHz、243 MHz) のみから 30 MHz ~ 1 000 MHz の範囲に拡大

中間周波数 (アナログ放送用映像中間周波数; 58.75 MHz、デジタル放送用中心周波数、57 MHz) を使用するものの許容値の緩和条件を明記。(受信周波数が 300 MHz を超えるものについては 70 dB(μV/m)、受信周波数が 90 MHz 以上 300 MHz 以下のものについては、200 MHz 以上の周波数において 66 dB(μV/m))

(6) 関連機器に対する標準試験信号の見直し

オーディオ関連機器は 1 kHz の音声信号, ビデオ関連機器は 1 kHz の音声信号を持った標準テレビジョン信号。

(7) デジタル信号を使用する放送受信機の測定法

定義, 許容値, 測定手順等を記載した付則 A を追加した。

(8) 希望信号の仕様

デジタル信号を使用する放送受信機の希望信号の仕様を記載した付則 B を追加した。

以上